



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

891	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 1
892	林業種苗生産事業者講習会の実施	(")..... 2
893	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 2
894	〃	(")..... 2
895	〃	(")..... 3
896	〃	(")..... 3
897	〃	(")..... 3
898	〃	(")..... 4
899	〃	(")..... 4
900	〃	(")..... 5
901	〃	(")..... 5
902	〃	(")..... 5
903	〃	(")..... 6
904	廃川敷地の発生	(河川課)..... 6
905	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 6

○ 警察本部告示

59	一般競争入札による落札者の決定	 7
----	-----------------	---------

告 示

和歌山県告示第891号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第892号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 開催日時 令和8年11月16日（月）午前9時30分から午後5時まで

2 開催場所

（1）講義 和歌山県農林大学校林業研修部小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）

（2）実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川300-12）

3 講習科目

（1）種苗に関する法令

（2）種苗の産地及び系統に関する事項

（3）種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,310円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に令和8年11月2日（月）までに申し込むこと。

5 その他

（1）申込書の用紙は、林務課で配布する。

なお、申込書の様式は、和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070700/syubyo-kosyukai/d00223026.html>）からダウンロードすることができる。

（2）講習に必要なテキスト（テキスト代：3,450円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第893号

和歌山県和歌山市本脇の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

令和6年1月31日から令和8年2月20日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市本脇の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市本脇の一部地区

5 認証年月日

令和8年10月7日

和歌山県告示第894号

和歌山県新宮市清水元一丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月11日から令和7年12月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市清水元一丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市清水元一丁目地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第895号

和歌山県新宮市阿須賀一丁目及び二丁目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月11日から令和8年1月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市阿須賀一丁目及び二丁目地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市阿須賀一丁目及び二丁目地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第896号

和歌山県御坊市名田町野島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年2月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市名田町野島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市名田町野島の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第897号

和歌山県御坊市名田町上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市名田町上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市名田町上野の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第898号

和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東岩代の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第899号

和歌山県日高郡みなべ町滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町滝の一部地区

- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第900号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第901号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第902号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月27日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第903号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和6年4月1日から令和8年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和8年10月7日

和歌山県告示第904号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 河川の名称 一級河川和歌川（大門川を含む。）
- 2 廃川敷地が生じた年月日 令和8年10月16日
- 3 廃川敷地の位置 和歌山市南材木丁一丁目17番地先、18番1地先、18番2地先、19番地先及び20番地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地50.28㎡

和歌山県告示第905号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年10月16日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3737	紀の川市西井阪字菅井58番1の一部	紀の川市中井阪209番地の5 タニガワ住宅株式会社 代表取締役 谷川義治	令和 8.10.2	6.00	43.68
				6.00	44.98

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第59号

刑事手続の I T 化に伴う周辺機器の賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年10月16日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
刑事手続の I T 化に伴う周辺機器の賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和8年8月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社
東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 落札金額
月額1,397,220円（うち消費税及び地方消費税の額127,020円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年6月9日